

障害者手当等について

■福祉事務所 ☎57-8509

特別障害者手当

対象

著しい重度の障害があるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

- ▶ 身体障害者手帳1級または2級程度の障害が重複しており、規定の条件を満たしている人
- ▶ 身体機能の障害で、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
- ▶ 内部障害があり、安静度が絶対安静の人
- ▶ 精神または知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

手当額

27,980円／月(令和6年1月現在)

⚠ 以下に当てはまる方は対象外となります

- ▲ 障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ▲ 病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ▲ 受給資格者または配偶者・扶養義務者に所得が一定額以上ある場合

障害児福祉手当

対象

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人

- ▶ 身体障害者手帳1級程度の障害がある人または2級程度の障害がある一部の人
- ▶ 療育手帳A1またはA2の人のうち、規定の条件を満たしている人
- ▶ 精神の障害があり、上記と同程度以上と認められる人

手当額
15,220円／月
(令和6年1月現在)

右記に当てはまる方は対象外となります

特別児童扶養手当

対象

次のいずれかの障害に該当する20歳未満の児童を自宅で養育している保護者

- ▶ 身体障害者手帳1～3級程度の障害がある人または4級程度の障害がある一部の人
 - ▶ 療育手帳A1、A2の障害がある人
 - ▶ 精神の障害(発達障害を含む)があって、上記と同程度以上と認められる程度の人
- ※療育手帳B1、B2の人でも精神の障害(発達障害を含む)がある場合は対象となることがあります

手当額
53,700円／月もしくは35,760円／月
(令和6年1月現在)

- ▲ 対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ▲ 対象児童が障害を事由とする年金を受給している場合
- ▲ 受給資格者または配偶者・扶養義務者に所得が一定額以上ある場合

手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。
また、手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉事務所にお問い合わせください。

■税務収納課 ☎57-8504

しっかりと届け出、きちんと納税

「軽自動車・原動機付自転車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している人に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかりますのでご注意ください。

納税通知書は5月上旬にお送りします！



こんな時は早めに届け出を！

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ☑ 所有者が死亡した
- ☑ 車両に全く乗らない(軽自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車が対象です)
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、ナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください。

登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税(種別割)の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れるなど



▼軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車 (125cc以下)、 農耕作業車など	軽自動車 (四輪等)	軽二輪車 (126cc～250cc)、 二輪の小型自動車 (251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙 1879-1 050-5540-2077
必要なもの	来庁者の本人確認書類(免許証等)、必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、自賠責保険証、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレートなど	※手続き内容により印鑑の有無や必要書類が異なります。上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは各受付施設へお問い合わせください

グリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

- 軽課(税の優遇)…令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。

※ガソリン車等の一部営業用車両は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規取得した車が対象
※軽減には燃費等条件があります

- 重課(税の上乗せ)…平成23年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車が対象。

※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外